

令和5年度第1回金ヶ崎町子ども・子育て会議

日時：令和5年8月22日（火）

午後1時30分～3時00分

場所：庁舎4階 大会議室

次 第

委嘱状交付

1. 開 会
2. 挨拶
3. 役員選出
4. 報 告

（1）金ヶ崎町子ども・子育て支援事業計画の令和4年度実績報告、令和5年度取組について【資料1】

5. 協 議

（1）金ヶ崎町立三ヶ尻幼稚園の閉園について【資料2】

（2）その他

6. そ の 他
7. 閉 会

金ケ崎町子ども・子育て会議条例

平成25年12月27日条例第26号

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、町長の附属機関として、金ケ崎町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援の関係団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

令和5年度金ケ崎町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年（2023年）8月22日～令和7年（2025年）3月31日

| 番号 | 団体名 | 役職名 | 委員 | 区分 |
|----|-----------------------------|----------|--------------------|------|
| 1 | 金ケ崎町子育て支援センター利用者 | - | キクチ 菊 地 ハルカ 春 香 | 保護者 |
| 2 | たいよう保育園保護者会 | 副会長 | タカハシ 高 橋 ケイ 邦 博 | 保護者 |
| 3 | 金ケ崎町立幼稚園・認定こども園 PTA連絡協議会 | 会長 | キクチ 菊 池 ナミ 直 美 | 保護者 |
| 4 | 金ケ崎町PTA連絡協議会 | 副会長 | タカハシ 高 橋 カズヒロ 和 博 | 保護者 |
| 5 | 金ケ崎町子育て支援センター | 所長 | ワタナベ 渡 辺 ヒサ 理 恵 | 従事者 |
| 6 | 社会福祉法人白鶴会 認定こども園 たいよう保育園 | 園長 | ワタナベ 渡 邊 つる 代 | 従事者 |
| 7 | 社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会 | 理事兼事務局長 | タカハシ 高 カハシ 橋 オサム 修 | 従事者 |
| 8 | 金ケ崎町幼稚園長会 | 六原幼稚園園長 | チエダ 千 枝 トク 徳 三 | 従事者 |
| 9 | 金ケ崎町校長会（小学校） | 三ヶ尻小学校校長 | ヨシダ 吉 田 タツ 泰 治 | 従事者 |
| 10 | 金ケ崎町民生委員児童委員協議会 | 主任児童委員 | オノデ 小 野 寺 ケン 謙 イチ | 関係団体 |
| 11 | 金ケ崎企業クラブ | 事務局 | チハ 千 ハ 葉 マサル 勝 | 関係団体 |
| 12 | 一般公募 | - | カシマ 鹿 島 マイ 麻 衣 | 公募 |
| 13 | 金ケ崎町健康づくり推進協議会 | 会長 | オオギ 扇 ヨシアキ 良 明 | その他 |
| 14 | 青少年育成委員会 | 青少年育成委員 | テルイ 照 井 効 崇 ミヅ 経 | その他 |
| 15 | 奥州警察署金ケ崎交番 | 署長 | サウ 佐 藤 薫 | その他 |

令和5年度第1回金ケ崎町子ども・子育て会議
出席者名簿

| No. | 所属名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|-----|------------|--------|------------------------|-----|
| 1 | | 町長 | たか はし かん じゅ 高 橋 寛 寿 | |
| 2 | 教育委員会事務局 | 教育次長 | ち ば しげ のり 千 葉 重 徳 | 関係課 |
| 3 | 教育委員会事務局 | 教育次長補佐 | おい かわ ひろし 及 川 博 | 関係課 |
| 4 | 教育委員会事務局 | 主査 | いち はし み か 市 橋 美 花 | 関係課 |
| 5 | 教育委員会事務局 | 主事 | きく ち しょう 菊 地 祥 | 関係課 |
| 6 | 住民課 | 係長 | ない とう まゆみ 内 藤 まゆみ | 関係課 |
| 7 | 生活環境課 | 主事 | お ぼら り せ 小 原 莉 世 | 関係課 |
| 8 | 商工観光課 | 課長補佐 | ほし さち こ 星 幸 子 | 関係課 |
| 9 | 都市建設課 | 主事 | さ とう まさ ひと 佐 藤 真 仁 | 関係課 |
| 10 | 中央生涯教育センター | 係長 | まつ もと ひろ かず 松 本 浩 和 | 関係課 |
| 11 | 保健福祉センター | 主事 | はし もと この み 橋 本 好 美 | 関係課 |
| 12 | 子育て支援課 | 課長 | いな ば いく こ 稲 葉 郁 子 | 事務局 |
| 13 | 子育て支援課 | 課長補佐 | あさ り ひで かつ 浅 利 英 克 | 事務局 |
| 14 | 子育て支援課 | 副主幹 | きく ち しゅく こ 菊 地 淑 子 | 事務局 |
| 15 | 子育て支援課 | 係長 | しば た し ほ 柴 田 志 穂 | 事務局 |
| 16 | 子育て支援課 | 主事 | おい かわ まこ と 及 川 真 人 | 事務局 |

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、**審議会その他の合議制の機関**を置くよう努めるものとする。

➡子ども・子育て会議

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、**第31条第2項に規定する事項**を処理すること。

➡**特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）の利用定員を定めようとするときは、本会議において意見を聴かなければならない。**

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、**第43条第2項に規定する事項**を処理すること。

➡**特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育）の利用定員を定めようとするときは、本会議にて意見を聴かなければならない。**

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、**第61条第7項に規定する事項**を処理すること。

➡**子ども・子育て支援事業計画の策定や変更をしようとするときは、本会議にて意見を聴かなければならない。**

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

【資料 1】

報告（1）

金ヶ崎町子ども・子育て支援事業計画の令和4年度実績報告、

令和5年度取組について

金ヶ崎町子ども・子育て支援事業計画事業評価シート(R4の実績・評価、R5の課題と取組)

| No. | 事業・施策 | 内容 | 担当課 | R4実績 | 評価 | 課題とR5の取組 | 令和6年度目標値 | 事業見直しの有無 |
|----------------------|--|---|-------------------------------|---|--|--|-------------------------|----------|
| 教育・保育サービスの充実 | 1 認定子ども園への移行支援 | 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に関する相談対応及び必要な支援を行います。 | 教育委員会 | 移行後の制度運用等に対する相談対応を行った。 | 都度対応を行った。 | 継続実施 | 継続 | 無 |
| | 2 幼稚園教諭等研修会 | サービスの質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士を対象とした研修を実施します。 | 教育委員会 | 令和4年度2回実施し、研究テーマに基づき幼稚園と保育園の研究成果を発表し、情報共有を行った。 | 計画通り実施した。 | 2回開催を予定する。 | 継続実施 | 無 |
| | 3 連絡協議会 | 子どもが幼稚園や保育所等から小学校に円滑に移行できるよう、関係機関の連携を強化するとともに、情報が適切に活用されるよう促します。 | 教育委員会 | 幼保小合同会議を開催し、スタートカリキュラムに基づき協議、情報共有を行った。 | 計画どおり実施し、スタートカリキュラムについて幼保小の共通理解を深めた。 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 4 教育・保育施設及び地域型保育事業者間の連携調整 | 幼稚園や保育所等と地域型保育事業を行う事業者の連携が行われるよう交流の機会を設けるとともに、協力関係が築けるようコーディネートをを行います。 | 教育委員会 | 保育所入所選考会の場で各園の状況について情報交換を行った。 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 5 地域に開かれた教育の実践 | 幼稚園評議員制度や園行事を通じて、地域の声や意見を取り入れながら、地域に開かれた教育を実践します。 | 教育委員会 | 幼稚園評議員会を設置し、委員の意見を運営の参考とした。 | 計画どおり実施 | 継続実施※必要に応じて開催回数を増やす。 | 幼稚園評議員会の開催地域に開かれた園行事の実施 | 無 |
| | 6 幼児教育・保育の無償化 | 子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付により、幼稚園・保育所・認定こども園、認可外保育施設、預かり保育事業等の事業を利用した際の費用を給付することにより、保護者負担の軽減を図ります。 | 教育委員会 | 国の幼児教育・保育の無償化に則り保護者負担の軽減を行った。 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 7 町認可保育所等副食費支援補助金 | 認可保育所等における副食費の第3子免除対象者について、町独自制度により対象を拡大し、第3子基準の最長者年齢を18歳までとします。 | 教育委員会 | 第3子の最長者年齢を18歳に拡大し、実施した。 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 8 教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保について | 関係機関と連携し、専門性を有するアドバイザーの派遣等により、教育・保育に関する研修会を実施します。 | 教育委員会 | 指導主事による研修会を実施した。 | 計画通り実施 | 継続実施 | 年1回以上実施 | 無 |
| | 9 外国人、海外から帰国した外国人等の利用に関する支援について | 外国人、海外から帰国した児童・生徒の日本語能力を把握し、必要な保育補助員を配置します。 | 教育委員会 | 対象児1名に対し、在籍する小学校に通訳のできる支援員を配置した。 | 計画通り実施 | 必要に応じて支援を実施する。 | 随時対応 | 無 |
| | 10 在宅子育て応援金交付事業 | 多様な保育環境を目的として、保育施設等を利用せずに乳幼児を日中家庭で子育てする保護者に対して在宅子育て応援金を交付します。 | 子育て支援課 | 8月、12月、翌4月給付人数 125人 金額 4,645,000円 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 年3回交付 | 無 |
| 11 医療的ケア児のための支援体制の構築 | 医療的ケア児の心身の状態をふまえて、必要な支援と現状の環境との乖離を把握し、各関係機関と連携のうえ、児童生徒にとってより良い学びの場の相談に対応します。 | 教育委員会 | 2名の医療的ケア児受け入れを実施した。 | 学校や保護者と連携し、実施した。 | 継続して実施できる体制の整備と、対象児の成長に合わせた対応を検討する | 随時対応 | 無 | |
| | 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、障がい児等の処遇の向上を図ります。保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、障がい児等の処遇の向上を図ります。 | 保健福祉センター | 金ヶ崎町自立支援協議会療育・発達支援部会において協議した。 | 協議会において、関係機関で情報共有を行うことができた。 | 金ヶ崎町自立支援協議会療育・発達支援部会において協議していく。 | 継続実施 | 無 | |
| 育児相談・情報提供体制の充実 | 12 地域子育て支援拠点事業(町子育て支援センター) | 地域の子育て中の親子の交流や、子育て家庭に対する育児相談、子育て講座により子育ての楽しさを提供します。 | 子育て支援課 | 利用者数延べ4,879人 | 健診や母子手帳交付時に子育て支援センターを紹介するなど継続して情報提供を行った。 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 13 子ども・子育て総合相談体制 | 子どもとその家庭等を対象に、総合的な相談対応・支援等を行う体制を整備します。(子ども家庭総合支援拠点の設置) | 子育て支援課 | 令和4年4月～子ども家庭総合支援拠点設置 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 14 利用者支援事業 | 子育て支援相談員を配置し子育て支援事業等の情報提供、相談・助言及び関係機関との連絡調整を行います。 | 子育て支援課 教育委員会 | 2人配置 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 2人配置 | 無 |
| | 15 家庭教育講演会 | 保育園、幼稚園、小学校、生涯教育センターが連携して講演会や学習会を開催し、子育てに役立つ情報提供や体験学習を行います。 | 中央生涯教育センター | 年間16回(各小学校・幼児各1回)を予定していたが、9回の開催となった。 | 予定数に対しては少ないが、子育てに役立つ情報提供を行う事が出来た。また、必要な研修会を開催する事が出来た。 | 本来あるべき家庭における子の人間・人格形成の教育のため、親等の学習機会となるように取り組む。 | 各地区1回以上 | 無 |
| | 16 子育て情報ガイドの配布 | 子育て関係情報について、全戸に配布するとともに、町ホームページ(ダウンロード)やメールによる情報提供を行います。 | 子育て支援課 | 改訂版発行 | 計画どおり実施 | 子育て情報ガイドの発行 | 継続実施 | 無 |
| | 17 子育て親子サークル支援 | 子育て活動団体等に対する補助、助言、相談を行うなど活動を支援します。 | 子育て支援課 | 子育てサークルとの懇談を行い、課題解決の助言・相談の対応を実施 子育て支援センターを通じて必要な事業費を補助 | 子育てサークルと子育て支援センターと3者で懇談を行い、それぞれで役割分担をし、活動の促進を図った。県HPへの活動内容掲載 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 18 町ホームページ及びモバイルメールを活用した情報の発信 | 子育てに関する行政サービスの最新情報や子育て関係情報について、町ホームページやモバイルメールによる「すこやか子ども情報」の配信により、情報提供を行います。 | 子育て支援課 | 母子保健情報及び子育て支援情報をHPに掲載、併せてモバイルメールで定期配信。 | 計画どおり実施 | 情報発信方法の拡充 | 継続実施 | 無 |

| | No. | 事業・施策 | 内容 | 担当課 | R4実績 | 評価 | 課題とR5の取組 | 令和6年度目標値 | 事業見直しの有無 | |
|-----------------|-----|-----------------------|--|--------|--|-----------------------------|--|----------------------------------|----------------|---------------------------------|
| | 19 | 海外にルーツを持つ子育て家庭等への情報提供 | 外国人の方等への支援情報の周知に努めます。 | 子育て支援課 | | 外国人の方への窓口対応として、入口表示に英語記載を実施 | 外国人の方等へ支援情報を周知する準備実施 | 継続実施 | 無 | |
| 切れ目のない母子保健対策の充実 | 20 | 子育て世代包括支援センターの設置 | 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、切れ目のない支援を提供します。 | 子育て支援課 | R2年度設置 | | 妊娠から子育て期における相談窓口として機能した。相談支援や関係機関との連絡調整等を実施。 | 継続実施 | 無 | |
| | 21 | パパママセミナー | 夫婦が協力して子育てができるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図ります。 | 子育て支援課 | 年3回 | | 夫婦とも出産後の子育てがイメージできるよう、体験型のセミナーとし好評だった。 | 継続実施 | 年3回 | 無 |
| | 22 | 妊婦訪問 | 対象となるすべての妊婦を訪問し相談支援等を実施します。 | 子育て支援課 | 39件 | | 妊娠32週～35週頃の妊婦を訪問し、相談支援を実施した。 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 23 | 母子健康手帳交付時の健康相談 | 母子健康手帳交付時、すべての妊婦等に対し健康相談及び指導を実施します。 | 子育て支援課 | 98.7% | | 母子手帳未交付妊婦の出産が1件あり、出産後の相談対応となった。 | 継続実施 | 100% | 無 |
| | 24 | 生後4か月児までの全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、相談支援及び育児の提供等を行います。 | 子育て支援課 | 93.6% | | 4か月までに概ね訪問できたが、保護者の都合等により年度内の実施に至らない家庭もあった。 | 継続実施 | 100% | 無 |
| | 25 | 育児相談 | 随時相談を受け付けるとともに、月1回子育て支援センターでの育児相談も実施します。 | 子育て支援課 | 年12回及び随時 | | 乳幼児の保護者等からの相談に対応し、育児不安の軽減につながった。 | 継続実施 | 年12回及び随時 | 無 |
| | 26 | プレママデイ(子育て支援センター) | 母子健康手帳の交付時に日程を周知するとともに、依頼に対し妊婦相談及び指導を行います。 | 子育て支援課 | 12回実施 | | 乳幼児のとの関わり方等についての相談対応や、ふれあい方について指導や遊びの場の提供を行った。 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 27 | 子どもの事故防止啓発 | 乳幼児健診時配布するパンフレットに基づき指導を行います。 | 子育て支援課 | 100% | | パンフレットを利用し啓発できた。 | 継続実施 | 100% | 無 |
| | 28 | 妊婦一般健康診査 | 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診勧奨を実施します。 | 子育て支援課 | 受診率87.7% | | 未受診妊婦1名、飛び込み出産となった。 | 継続実施 | 100% | 無 |
| | 29 | 産婦一般健康診査 | 母子健康手帳交付及び妊婦訪問時に産婦健康診査受診勧奨を実施します。 | 子育て支援課 | 受診率93.8% | | 産婦健診の受診により、産後の心身の状態把握及び早期支援ができた。 | 継続実施 | 100% | 無 |
| | 30 | 産後ケア訪問 | 訪問を希望する産後1年までの産婦を対象に、産後ケア及び指導を実施します。 | 子育て支援課 | 利用実人数6人 | | 助産師の訪問ケアにより、育児不安等の軽減に繋がった。 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 31 | 新生児聴覚検査 | 母子健康手帳交付及び妊婦訪問時に新生児聴覚検査受診勧奨を実施します。 | 子育て支援課 | 受検率97.7% | | パンフレットを用いて個別に説明を実施した。 | 継続実施 | 100% | 無 |
| | 32 | 乳幼児一般受託健康診査 | 生後1か月、6～7か月、9～10か月時に医療機関にて健康診査を実施します。 | 子育て支援課 | 1か月82.7% 6～7か月86.4% 9～10か月80.4% | | 乳幼児健診時に6～7か月及び9～10か月健診の受診勧奨を行った。 | 継続実施 | 各100% | 無 |
| | 33 | 乳幼児健康診査 | 3～4か月、1歳6か月、3歳6か月時に保健センターにて集団健康診査を実施します。 | 子育て支援課 | 乳幼児健診100.0% 1.6歳児99.0% 3.6歳児健診100.0% | | 未受診者に対し、通知及び電話により受診勧奨した。 | 継続実施 | 各100% | 無 |
| | 34 | 幼児歯科健康診査 | 1歳6か月、3歳6か月時は集団健診で実施し、2歳6か月時は個別健診を実施します。 | 子育て支援課 | 1.6歳児99.0% 2.6歳児76.7% 3.6歳児98.0% | | 乳幼児のむし歯予防についてチラシ配布や指導を実施した。 | 継続実施 | 各100% | 無 |
| | 35 | 予防接種事業 | 乳児全戸訪問及び乳幼児健診時に予防接種について情報提供し、対象年齢に至る時期には個別通知にて接種勧奨します。 | 子育て支援課 | BCG予防接種実施率97.8%(その他予防接種については現在は算出していない) | | 乳幼児健診時に接種履歴確認と接種勧奨を実施した。未接種者に対し個別に接種勧奨を実施した。 | 継続実施、BCG予防接種の実施方法を個別接種とした。 | BCG予防接種実施率100% | 無 |
| | 36 | 子ども医療費助成 | 出生から18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもを扶養する世帯に対する医療費の助成を行います。 | 住民課 | 継続実施 給付件数27,458件 給付費51,752,341円 | | 計画通り実施した | 特になし | 継続実施 | 無 |
| | 37 | 妊産婦医療費助成 | 妊産婦(妊娠5か月に達する日の属する月の初日から出産日の翌末日まで)に対する医療費の助成を行います。 | 住民課 | 継続実施 給付件数450件 給付費4,144,935円 | | 計画通り実施した | 特になし | 継続実施 | 無 |
| | 38 | 特定不妊治療費助成事業 | 特定不妊治療及び特定不妊治療にかかる男性不妊治療費用の一部を助成します。 | 子育て支援課 | 助成件数:4件 助成金額:286,752円 | | 計画どおり実施 | 保険適用開始前に治療が終了している者への助成を継続(～9月まで) | 継続実施 | 無 ※R5で助成事業が終了となるが、代わりに保険適用開始 |
| | 39 | 母性健康管理指導事項連絡カード | 母子健康手帳交付時、就業している妊婦に対し母性健康管理指導事項連絡カードの利用について周知します。 | 子育て支援課 | 適宜周知した。 | | 対象者の状況に合わせた周知が出来た。 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |

| | No. | 事業・施策 | 内容 | 担当課 | R4実績 | 評価 | 課題とR5の取組 | 令和6年度目標値 | 事業見直しの有無 |
|------------|--------------------------------------|-------------------------------|--|---|--|---|--|------------------------------------|--|
| 思春期保健対策の整備 | 40 | 薬物・喫煙・性教育・自殺に関する保健教育 | 各小中学校年1回の講演を実施します。 | 教育委員会 | 各小中学校において実施した。 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 各小中学校年1回 | 無 |
| | 41 | スクールカウンセラー配置事業 | 県教育委員会からの派遣により、児童生徒の状況に応じてスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の様々な悩みの相談に対応します。 | 教育委員会 | スクールカウンセラー配置(金中1名、金小1名) | 計画どおり実施 | 継続実施 | スクールカウンセラー配置 | 無 |
| 食育の推進 | 42 | 乳幼児健診時栄養指導 | 乳幼児健診の際に、食事やおやつとり方などの個別指導をきめ細かに実施し、基本的な生活習慣の定着を図ります。 | 子育て支援課 | 年24回 | 対象者に合わせて指導を実施した。 | 継続実施 | 年24回 | 無 |
| | 43 | 離乳食教室 | 離乳食について、調理・試食などの体験を通して学ぶ機会を設けます。 | 子育て支援課 | 年4回 | 講話や試食を通して離乳食の進め方を伝えました。 | コロナ禍で中止していた調理実習の再開 | 年4回 | 無 |
| | 44 | 学校における食育 | 各学校での栄養教諭による食育の授業及び、給食時間での食事のマナーなどの指導を継続します。 | 給食センター | 栄養教諭が、小学校全クラスと中学校1年生全クラスを対象に授業を実施。 | 計画通り実施 | 継続実施 | 各クラス年1回 | 無 |
| | 45 | 弁当の日 | 子供が自分で弁当づくりに携わることにより、食への関心を高めることを目指します。 | 教育委員会 | 年3回実施 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 年3回実施 | 無 |
| | 46 | 給食を通じた食育 | 金ヶ崎町食材100%の日及び生産者との交流、給食たより等を通じ、地産地消を推進するとともに、食に対する理解、感謝の気持ちを高める。 | 給食センター | 町内産食材100%の日を3回実施。 「給食たより」を毎月発行。 | 計画通り実施 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 47 | 生活習慣病予防健診・事後説明会 | 小学4年生と中学1年生を対象とした健診を実施し、有所見者に対して事後説明会を行い、生活習慣病改善を図ります。 | 教育委員会 | 生活習慣病予防健診結果を基に、保護者を対象に管理栄養士からの個人事後指導を実施した。 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 年1回 | 無 |
| | 48 | 農業体験学習 | 地域で農作物作りを体験し、食の安全や食べ物の重要性を理解させながら、感謝の心を育てる活動を推進します。 | 教育委員会 | 各園、各校の計画に従って実施した。 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 各園、各校の計画に従って実施 | 無 |
| 小児医療の整備 | 49 | 小児夜間診療所の情報提供 | 広報、乳幼児健診でチラシの配布を行い周知します。 | 子育て支援課 | 年24回 | 広報等を活用し周知した。 | 継続実施 | 年24回 | 無 |
| | 50 | 胆江地区休日診療所の情報提供 | 広報、乳幼児健診でチラシの配布を行い周知します。 | 子育て支援課 | 年24回 | 広報等を活用し周知した。 | 継続実施 | 年12回 | 無 |
| | 51 | 看護師によるこども救急相談電話の情報提供(岩手医師会実施) | 広報、乳幼児健診でチラシの配布を行い周知します。 | 子育て支援課 | 随時周知 | 実施した | 継続実施 | 随時周知 | 無 |
| 子どもの健全育成 | 52 | 出生のお祝い絵本 | 親子がともに過ごす時間やコミュニケーションづくりを図るため出生のお祝いに絵本を贈ります。 | 住民課 | 出生届出時に贈呈(93件) | 計画通り実施した | 特になし | 継続実施(見込数年間120件) | 無 |
| | 53 | ひよっこタイム | 小さい子ども連れの方が、気軽に図書館を利用できるように「ひよっこタイム」を実施します。毎週火・土曜日は子どもが楽しめるようにおもちゃの準備、土曜日は11時から映画会、おはなし会。親子ルームの設置をします。 | 図書館 | ひよっこタイム継続実施 ペビールームの常時開放 おはなし会 8回開催 | コロナ感染防止のため、毎月開催のおはなし会は8回の開催となった。ペビールームは、おもちゃを更新するなど、充実を図った。 | ひよっこタイムは、ペビールームの常時開放で拡大実施。おはなし会は、参加回数による記念品のプレゼントするほか、町広報で毎月のテーマを紹介し、興味をもってもらえる企画に向けて取り組む。 | 年70日 | 無 ※R4から「ひよっこタイム」がなくなり、ペビールームで事業を継続実施。 |
| | 54 | 保育所地域活動事業(異年齢交流等事業) | 保育所(園)を卒園した児童や地域の児童とともに地域的行事などの共同活動を通じて、児童の社会性を養う活動を実施します。 | 教育委員会 | コロナウイルス対策のため、規模や対象を変更して実施。(3園) | コロナ対策のため計画を変更して実施 | 継続実施 | 町内3園 | 無 |
| | 55 | 保育所地域活動事業(世代間交流事業) | 介護保健施設等への訪問、あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、伝承遊びなどを通じて世代間のふれあい活動を実施します。 | 教育委員会 | コロナウイルス対策のため、規模や対象を変更して実施。(3園) | コロナ対策のため計画を変更して実施 | 継続実施 | 町内3園 | 無 |
| | 56 | 幼稚園の未就園児等の交流事業 | 幼稚園児と地域の未就園児との交流を目的とした事業を全幼稚園で実施します。 | 教育委員会 | 各園において体験入園を実施した。 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 各園の計画に従って実施 | 無 |
| | 57 | 自然体験・社会体験学習 | 各地区生涯教育センター等において、児童の地域行事参加を促すとともに、自然体験学習、農業体験学習、社会体験学習の機会をつくります。 | 中央生涯教育センター | 年間7回開催予定としていたが、天候不良等により5回の開催となった。 | 延べ86人が参加した。直接体験を重ね自然や社会、人々とのかわり合いを学ぶ機会になっている。 | 内容、期日等を工夫し、児童の様々な体験活動の場となるよう機会を設ける。 | 中央、各地区2回 | 無 |
| | 58 | 放課後子ども教室 | 各小学校施設等を活用し、児童が放課後等を安全・安心に過ごす居場所を確保するとともに、学校、地域、放課後児童クラブと連携しながら、学習、体験、交流活動等の各種プログラムを提供します。 | 中央生涯教育センター | 年間49回開催予定としていたが、コロナのため47回の開催となった。 | 延べ704名の児童が参加した。放課後の居場所の確保と地域の大人とかかわる機会となっている。 | 児童の安心・安全な活動拠点(居場所)を確保する。地域の大人の協力を得ながら体験・交流・学習の機会を提供する。 | 各小学校区月1~3回 | 無 |
| | 59 | 中学生海外研修 | 金ヶ崎中学校2学年を対象に海外研修を実施します。 | 中央生涯教育センター | コロナのため中止 | - | コロナによる研修の中止や、アムステルダム側の受入体制の変化により実施に向けて改善が必要。 | 年1回 | 無 |
| | 確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくり | 60 | 学力向上対策委員会 | 各小・中学校の児童生徒の学力の実態を把握するとともに、課題を明らかにして、これをふまえた授業の改善を図ります。 | 教育委員会 | 2回開催 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| 61 | | 小中授業参観情報交換研修会 | 小学校と中学校の学習内容・学習環境のギャップを少なくし、自分の力を十分発揮できるように、小中の連携を深める取り組みを推進します。 | 教育委員会 | 6月に実施 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| 62 | | 地域に開かれた教育の実践 | 学校運営協議会や学校行事を通じて、地域の声や意見を取り入れながら、地域に開かれた教育を実践します。 | 教育委員会 | 各学校に学校運営協議会を設置し、年2~3回の会議を行った。 | 計画どおり実施 | 継続実施※必要に応じて開催回数を増やす。 | 学校運営協議会の開催各学校の計画に基づく地域に開かれた学校行事の実施 | 無 |

| | No. | 事業・施策 | 内容 | 担当課 | R4実績 | 評価 | 課題とR5の取組 | 令和6年度目標値 | 事業見直しの有無 |
|--|-----|-----------------|--|------------|---|---|---|---|----------|
| 家庭や地域の教育力の向上 | 63 | 子育て支援講座 | 子育て支援センターと連携し、乳幼児の保護者間の交流を図る機会を提供します。 | 子育て支援課 | 子育て支援講座5回（ベビーマッサージ、出張おもちゃ美術館、おもちゃの広場、フラダンス教室） | 新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施 | 継続実施 | 7回 | 無 |
| | 64 | 家庭教育支援チームの育成 | 家庭教育支援チームの組織化、地域人材の養成、家庭教育支援員の配置を行い、関係団体と連携により、保護者への相談対応や訪問型家庭教育支援の充実を図ります。 | 教育委員会 | 家庭教育支援チームリーダーを教育委員会に配置し、保護者や学校からの相談に対応した。 | 学校を通じ、保護者へのチラシ配布、就学時健診での就学予定児童の保護者への周知を実施。相談内容に応じ、関係課につなぐ等対応。 | 継続実施 | 訪問型家庭教育支援の実施 | 無 |
| 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 65 | 地域安全活動 | 夏祭り時にパトロールを実施します。インターネットの適切・安全・安心な利用等青少年健全育成のため、啓発活動を推進します。 | 生活環境課 | 夏祭り中止のため、夏祭り時のパトロールは実施なし。 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、夏祭り時のパトロールはできなかった。 | 従来のような青少年の不良行為は減少しているが、子どもを取り巻く環境は時代とともに変化しているため、社会情勢を把握するとともに関係機関と連携して対策を講じる必要がある。 | 防犯隊パトロール1回 | 無 |
| | | | | 中央生涯教育センター | コロナウイルス感染拡大に伴い啓発活動は中止。青少年育成委員会及び青少年問題協議会にて協議を行った | パトロール及び会議を実施した。パトロールにおいて非行は見られなかった | 計画期間内においてパトロール等の非行防止活動を実施したが青少年を取り巻く問題は時代の変化とともに複雑化しているため、委員の在り方を含めた活動の見直しが必要。 | 青少年育成委員パトロール1回 | 無 |
| | 66 | いじめ・非行等相談・指導 | 児童生徒のいじめ、非行等に対する相談・指導を行います。 | 教育委員会 | 各学校において相談・指導を行った。 | 状況に応じて対応し、重大事案の発生を防いだ。 | 継続実施 | 随時実施 | 無 |
| 生活環境の整備 | 67 | 公園の管理 | 遊具施設の法定点検実施（年1回）公園の維持管理を計画的に実施 | 都市建設課 | 法定点検の実施。（遊具101基、一般施設269基）健全度判定CD判定の遊具を撤去・更新。（撤去：8基、設置：12基） | 毎年の点検及び点検に基づく修繕・撤去を実施したことと期間中の事故件数は0件であった。 | 老朽化した遊具等の公園施設の更新及び樹木の伸長に伴う剪定に係る管理経費の増加。子育て支援に資する公園を求めるとともに、ニーズに応えられるよう遊具等施設の更新をする。 | 遊具施設の法定点検（年1回）を実施。D判定は使用禁止とし1年以内に撤去、C判定はできるだけ早く修繕を実施。 | 無 |
| 安全・安心の確保 | 68 | 交通安全施設の整備 | 交通安全施設の点検を実施し、通学路等の危険箇所の整備・維持をします。 | 生活環境課 | 交通安全施設の無点検と計画通り実施し、交通安全施設の設置要望を警察及び道路管理者に | 要望をして、警察及び道路管理者において設置を検討している。 | 継続実施 | 交通安全施設の設置及び修繕年5箇所程度 | 無 |
| | 69 | 防犯灯の管理・整備 | 通学路等の危険箇所に防犯灯の設置を検討し、必要な箇所に設置します。 | 生活環境課 | 木柱に設置されている防犯灯の柱を更新した。 | 新規設置は、隔年の東北電力からの寄贈にて対応しているため実績なし。 | 更新等工事を行う。防犯灯と街灯がひとまとめにされているため、防犯灯の在り方を見直す必要がある。 | 防犯灯設置等工事年10箇所程度 | 無 |
| | 70 | 交通安全教室 | 交通安全教育として保育園、幼稚園、小中学校で交通安全教室を実施します。 | 生活環境課 | 14回 | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中止もあり、目標値には達できなかったが、代わりにリーフレットを配布したりDVDを視聴することで交通安全啓発を行っ | 継続実施 | 交通安全教室の実施年20回程度 | 無 |
| | 71 | スクールガード | スクールガードの募集を行い、子どもの安全体制を維持するとともに、講習会を開催し、地域全体で安全を守る環境を整備します。 | 教育委員会 | 各校においてスクールガードの取りまとめを行った。教育委員会にてスクールガードを対象にボランティア保険加入及び反射ベストの貸与を行った。 | 計画どおり実施 | 継続実施 | スクールガードの配置スクールガード保険の加入 | 無 |
| | 72 | 犯罪被害者支援 | 窓口を設置し、専門機関と相談者をつなぎます。 | 生活環境課 | 相談件数なし 広報紙で犯罪被害者週間の周知 | — | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| 就労環境の整備 | 73 | 休暇等制度の普及啓発 | 仕事と家庭の両立支援となる育児・介護休暇等制度について、HPや商工会等を通じ普及啓発をしていきます。 | 商工観光課 | 役場1階でのチラシ配架による周知。商工関係団体を通じて制度の周知。 | 一定の周知・啓発ができた。 | 継続的な周知・啓発が必要である。 | 広報に年1回掲示商工関連団体を通じて制度の周知 | 無 |
| 子ども看護休暇・育児休暇等制度について、母子健康手帳交付時及びパパママセミナー等において周知します。 | | | 子育て支援課 | 適宜周知した。 | 対象者の状況に合わせた周知が出来た。 | 継続実施 | 継続実施 | 無 | |
| 家庭での男女共同参画の推進 | 74 | パパデイ（子育て支援センター） | 父親の育児参加の機会として子育て支援センターで実施します。 | 子育て支援課 | 偶数月 第4土曜日開催 | 計画どおり実施積極的な参加を促すため、継続的に周知を図る。 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| 児童虐待防止対策の充実 | 75 | 虐待対応の質の向上 | 県などが実施する講習会等への参加を通じて体制の強化及び質の向上を図ります。 | 子育て支援課 | 県などが実施した研修会へ、2回参加 | 県主催の研修会へ積極的に参加し、虐待対応について学んだ。 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 76 | 関係機関との連携強化 | 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、児童相談所や県と協力関係を密にし、専門性や権限を要する場合には、迅速に支援を求め問題の早期解決に努めます。また、医療機関や児童委員などとの連携を図ることによって、虐待の発生予防、早期発見に努めます。 | 子育て支援課 | 関係機関との情報共有、面接、家庭訪問等を実施。 | 児童虐待等に関する相談件数も増加傾向にある。関係機関と連携しながら迅速に対応するように努めている。 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 77 | 要保護児童個別支援会議 | 要保護児童に対する適切な支援のため、年3回程度定期的な開催を行います。 | 子育て支援課 | 4回開催 | 個別支援会議を有効に活用し、関係機関との情報共有や対応の方向性について検討することができた。 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 78 | 児童虐待防止研修会開催 | 児童虐待予防のため保護者向けの研修会を年1回程度、児童虐待早期発見のため教育機関の実務者、民生委員・児童委員向けの研修会を年1回程度開催します。 | 子育て支援課 | 3回開催 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 2～3回実施 | 無 |

| | No. | 事業・施策 | 内容 | 担当課 | R4実績 | 評価 | 課題とR5の取組 | 令和6年度目標値 | 事業見直しの有無 |
|------------------|-----|------------------------|---|--------------------|---|--|---|---------------------|----------|
| | 79 | 24時間対応児童家庭相談 | 児童の安全確保のため児童家庭相談専用の携帯電話を設置し、担当者が休日夜間の相談などに対応します。 | 子育て支援課 | 継続実施 (携帯電話の相談0件) | 夜間・休日等緊急を要する相談に対応した。 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 80 | 児童虐待防止の啓発 | 子育て相談窓口や児童虐待に関する情報を広報、ホームページに掲載するとともに、パンフレットにより児童虐待防止について周知を図ります。 | 子育て支援課 | 広報2回、ポスター掲示、パンフレット配布、子育て支援課窓口にて啓発品配布、オレンジリボンの配布を実施。 | 児童福祉週間や児童虐待防止月間にあわせて広報、ホームページ、パンフレット配布等を行い、町民に対して児童虐待防止に関する周知を行った。 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| ひとり親家庭の自立支援の推進 | 81 | ひとり親家庭の保育園優先入所 | ひとり親家庭の児童を保育所(園)の入所の選考において優先的に取り扱います。 | 教育委員会 | 継続実施 | 優先的利用の事由としている。 | 特になし。 | 継続実施 | 無 |
| | 82 | 母子自立支援プログラム(就労支援)の周知 | 児童扶養手当受給者の自立・就業に結びつけるための様々な支援について周知します。 | 子育て支援課 | 児童扶養手当の現況届提出依頼時に周知チラシを配布 | 計画どおり実施 | 児童扶養手当の現況届提出依頼時に周知チラシを配布。窓口での個別案内も実施。 | 継続実施 | 無 |
| | 83 | 母子家庭等日常生活支援事業(生活支援) | 母子・寡婦・父子世帯が、一時的な家事の援助が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する事業について周知します。 | 子育て支援課 | 児童扶養手当の現況届提出依頼時に周知チラシを配布 | 計画どおり実施 | 児童扶養手当の現況届提出依頼時に周知チラシを配布。窓口での個別案内も実施。 | 継続実施 | 無 |
| | 84 | ひとり親家庭医療費助成 | 母子家庭、父子家庭に対する医療費の助成を行います。 | 住民課 | 継続実施 給付件数2,086件 給付費4,889,722円 | 計画通り実施した | 特になし | 継続実施 | 無 |
| | 85 | 母子・父子・寡婦福祉資金等貸付事業 | 県が実施している母子及び父子並びに寡婦家庭の就労支度、事業準備、子の就学支度、就学などに関する貸付について相談、受付をします。 | 子育て支援課 | 法令どおり実施 (貸付1件) | 計画どおり実施 | 法令どおり実施 | 継続実施 | 無 |
| | 86 | 児童扶養手当給付事業 | 県が実施している父母のいない児童、障害のある父母のいる児童等に支給される児童扶養手当の相談、受付をします。 | 子育て支援課 | 法令どおり実施 | 計画どおり実施 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 無 |
| 障がいのある子どもへの支援の充実 | 87 | 重度障がい児医療費助成 | 所得限度額未満の重度心身障がい児に対する医療費の助成を行います。 | 住民課 | 継続実施 給付件数6,343件 給付費26,717,437円 | 計画通り実施した | 特になし | 継続実施 | 無 |
| | 88 | 特別児童扶養手当 | 県が実施している20歳未満で精神、身体に重度又は、中度の障がいをもつ児童を育てている家庭に支給される特別児童扶養手当の相談、受付をします。 | 保健福祉センター | 受給者60名 | 随時相談、受付を実施 | 継続 | 継続 | 無 |
| | 89 | 障害児福祉手当 | 県が実施している20歳未満で精神、身体に重度の障がいのある方で、日常生活において特別な介護を要し、在宅で生活する方々に支給する障害児福祉手当の相談、受付をします。 | 保健福祉センター | 受給者5名 | 随時相談、受付を実施 | 継続 | 継続 | 無 |
| | 90 | 療育相談事業 | 岩手県立療育センター、一関児童相談所事業を活用し相談事業を行います。 | 子育て支援課 保健福祉センター | 療育センター年4回、 児相年3回 | 継続支援に結び付いた。関係機関との情報提供共有ができた(保健センター)関係機関との情報共有等連携ができ、家族及び関係機関と連携が深 | 継続実施 | 療育センター年4回、 児相年3回 | 無 |
| | 91 | 療育教室(チューリップひろば) | 遊びを通して親子のふれあいや経験を広げ子どもの心身の発達を促し、育児・発達相談や助言指導を行います。 | 子育て支援課 | 年34回 | 身近な療育の場及び相談の場として機能した。参加者が増加した。 | 療育の質向上を目指して視察研修を実施。就学支援を目的とした保護者交流会の実施。 | 年34回 | 無 |
| | 92 | 家族支援 | 障がいに関する勉強会の開催及び情報提供を行います。 | 保健福祉センター | 金ヶ崎町自立支援協議会及び四つ葉のクローバーの会と情報共有等を行った。 | 情報共有及び事例検討等を実施することができた。 | 情報共有等を行いつながら、支援を検討していくため、密に連携をしていく。 | 継続 | 無 |
| | 93 | 障がい福祉サービス事業(児童デイサービス) | 障がいのある児童(障害福祉サービス受給者)に、日常生活の基本動作の指導、集団生活での適応訓練を行います。 | 保健福祉センター | 町内2カ所実施 | 人員不足により、事業所が減少傾向に有り、令和4年度も町内2事業所実施 | 町内3カ所で開催を目指す。 | 町内4カ所実施 | 無 |
| | 94 | 障がい福祉サービス事業(ショートステイ) | 障がいのある児童(障害福祉サービス受給者)を自宅で介護する方が病気になる場合などに、短期間施設(宿泊を伴う)で入浴、排泄、食事の介護を行います。 | 保健福祉センター | 利用実績無し | 利用決定者なし | 継続 | 継続 | 無 |
| | 95 | 障がい福祉サービス事業(居宅介護サービス) | 障がいのある児童(障害福祉サービス受給者)への身体介護、家事援助、通院介助をします。 | 保健福祉センター | 支援体制は確保されているものの、利用実績なし | 利用決定者なし | 継続 | 継続 | 無 |
| | 96 | 重度障がい児保育事業(保育園) | 重度障がい児の保育を促進するため、障がい児を受け入れている保育所(園)に対し保育士の加配を行うことにより、障がい児の処遇の向上を図ります。 | 教育委員会 | 継続実施 2園実施 | 障がい児の処遇の向上を図った。 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 97 | 放課後児童健全育成事業(障がい児受入の実施) | 障がい児の保育を促進するため、障がい児を受け入れている学童保育所に対し保育士等の資格のある指導員配置を行うことにより、障がい児の処遇の向上を図ります。 | 子育て支援課 | 継続実施 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |

| | No. | 事業・施策 | 内容 | 担当課 | R4実績 | 評価 | 課題とR5の取組 | 令和6年度目標値 | 事業見直しの有無 |
|--|-----|-----------------|---|----------|---|---------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------|
| | 98 | 障がい児受入れの実施(幼稚園) | 障がいの程度に応じた支援体制を充実させます。 | 教育委員会 | 就学支援委員会や児童生徒指導員巡回訪問による状況の把握、保育補助員の配置 | 継続実施 | 保育補助員の配置(適所・適時) 児童生徒指導員による巡回相談 | 保育補助員の配置(適所・適時) 児童生徒指導員による巡回相談 | 無 |
| | 99 | 適性就学指導 | 特別な支援を要する幼児の教育的ニーズや就学方針を明らかにして、適正な就学について支援を行います。 | 教育委員会 | 訪問相談を希望する町内幼稚園及び保育園を年2回巡回訪問し、適正な就学について支援を行った。 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 100 | 障がい児教育(小中学校) | 子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な支援を行う教育を推進します。 | 教育委員会 | 町内すべての小中学校、幼稚園及び4か所の保育園に対し、年2回定期施設訪問を行った。 | 計画どおり実施 | 継続実施 | 継続実施 | 無 |
| | 101 | 障がい児相談支援事業 | 支援サービスや利用可能な事業所等の紹介、情報の提供、各種の相談対応を行い、必要な支援の提供に努めます。 | 保健福祉センター | 基幹相談支援センター中心に町内3事業所で実施 | 計画通り実施 | 継続 | 継続実施 | 無 |

【資料 2】

協議（1）

金ヶ崎町立三ヶ尻幼稚園の閉園について

金ケ崎町立幼稚園再編計画に基づく三ヶ尻幼稚園閉園に係る今後の予定は①のとおりです。

また、令和5年度の町立幼稚園園児数の状況は②のとおりです。

①町立幼稚園再編計画に係る経過と三ヶ尻幼稚園閉園に係る今後の予定

(ア) 経過

平成30年10月 金ケ崎町立幼稚園再編計画策定
 令和5年5~7月 金ケ崎町立幼稚園再編計画の推進について、三ヶ尻地区で住民説明会実施

(イ) 三ヶ尻幼稚園閉園に係る今後の予定

令和5年8月 議員全員協議会で閉園とする金ケ崎町立幼稚園再編計画推進方針を説明
 令和5年9月 教育委員会会議及び金ケ崎町総合教育会議で閉園とする金ケ崎町立幼稚園再編計画推進方針を決定
 広報による周知を実施
 令和6年6月 金ケ崎町立幼稚園設置条例の改正
 令和7年3月 三ヶ尻幼稚園閉園記念事業
 令和7年3月末 三ヶ尻幼稚園閉園

②町立幼稚園の園児数の状況

(ア) 令和5年度園児数の状況 (令和5年8月申込状況)

| | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 | R4比 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 六原幼稚園 | 4 | 8 | 4 | 16 | △6 |
| 三ヶ尻幼稚園 | 2 | 3 | 4 | 9 | △4 |
| 認定こども園南方幼稚園 | 31 | 24 | 30 | 85 | △4 |
| (認定こども園南方幼稚園1号認定) | 10 | 13 | 9 | 32 | △8 |
| (認定こども園南方幼稚園2号認定) | 21 | 11 | 21 | 53 | 4 |
| 合計 | 37 | 35 | 38 | 110 | △14 |

⇒ **太枠**：異年齢学級を編制。

(参考) 令和4年度の園児数状況 (令和4年8月末申込状況)

| | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|
| 六原幼稚園 | 8 | 4 | 10 | 22 |
| 三ヶ尻幼稚園 | 2 | 4 | 7 | 13 |
| 認定こども園南方幼稚園 | 23 | 32 | 34 | 89 |
| (認定こども園南方幼稚園1号認定) | 12 | 12 | 16 | 40 |
| (認定こども園南方幼稚園2号認定) | 11 | 20 | 18 | 49 |
| 合計 | 33 | 40 | 51 | 124 |